

第6章 環境配慮指針

1 環境配慮指針の性格

- 「持続的発展が可能な豊かで美しい山形県」を実現していくためには、個人の意識改革とともに、県民、事業者、行政のそれぞれがこれまでの環境に負荷を与える行動を改善し、社会経済システム等の変革に向けた取組みを進めていくことが重要です。
- 平成16年6月には、事業者の自主的な環境配慮への取組みを促進するため、「環境配慮促進法」が制定され、平成17年4月から施行されています。
- このため、県の率先した環境への取組みが重要であるのはもちろんのこと、市町村、県民、事業者といった社会を構成する各主体がそれぞれの立場でできる限りの努力を自主的に行っていく必要があります。
- この環境配慮指針は、県民生活や事業活動を、より環境へ配慮したものへと換えていくための指針であり、県民・事業者、県・市町村の各主体ごとに配慮すべき事項や期待される役割、具体的行動を示しています。
- さらに、特に環境への影響が大きい各種開発事業においては、事業種別ごとに環境に配慮すべき事項を配慮指針として示してあります。
- なお、ここで記述した開発事業以外を行う場合にあっても、この指針に準じた自主的な環境配慮が求められます。

2 県民、事業者の配慮指針

(1) 県民の役割

- 日常生活に起因する環境への負荷が増大している中、地域環境や地球環境を保全していくためには、県民一人ひとりが環境問題について関心を持ち、人間と環境との関わりについて理解を深め、環境への負荷の少ないライフスタイルを実行していくことが求められています。
- このため、県民は環境に関する知識と理解を深め、環境問題を自分の問題として考え、環境負荷の低減に向け、自ら行動し、できることから取り組んでいくことが重要です。
- また、環境美化運動やリサイクル運動など地域で行われる環境保全活動に積極的に参加し、身近な環境をより良いものとしていくための自主的な行動が必要となります。さらに、その活動の輪を広げ、各主体間の協力と連携を図っていくことが必要です。

【地球温暖化を防止する低炭素社会の構築】のために

- 省エネルギー性能に優れた家電製品や給湯機器等の使用、冷暖房時の適正温度の設定、節電の心掛けなどによる適切なエネルギー利用に努める。
- 太陽光等の再生可能エネルギーの利用や断熱材・断熱窓等の利用などにより、省エネルギー対策を施した住まいづくりに努める。
- 自転車や公共交通機関の利用によるマイカー使用の自粛、次世代自動車への買い替え、エコドライブの実施など、自動車の使用による環境への負荷の低減に努める。
- 森林への理解を深め、森づくり活動に積極的に参加・協力するとともに、生活の中で県産木材を率先して利用する。
- フロン類を使用している冷蔵庫や自動車の廃棄に当たっては、法令を守った適正処理及びフロン類が使用されていない製品の利用に努める。

【再生可能エネルギー等の導入による地域の活性化】のために

- 再生可能エネルギーの積極的な導入により、事業者による関連技術を活かした事業化の推進協力を努める。
- 地域で行われる環境コミュニティ・ビジネスへの協力を努める。

【ごみゼロやまがたの実現に向けた循環型社会の構築】のために

- 物を大切にし、ごみを減らし（リデュース：Reduce）、使えるものは繰り返し使い（リユース：Reuse）、ごみになったら資源として再生利用する（リサイクル：Recycle）という3Rの取組みに努める。
- リサイクル製品やエコマーク製品などのグリーン購入の推進に努める。
- 不法投棄をしない、させない、許さない県民運動の推進に努める。

【豊かな環境を守り、活かす自然共生社会の構築】のために

- 自然公園等を利用するときは、オーバーユースとならないようマナーを守って適切に利用する。また、新たな森づくりなどの自然保護活動へ参加するとともに、緑の保全と創出への参加に努める。
- 希少な野生動植物などの捕獲や採取等を行わず、その生息・生育環境を適正に保全し、生態系維持に努める。
- 地域固有の特性を有する生物種のかく乱や喪失を招く他地域からの動植物の導入を行わない。
- 地域本来の自然環境に悪影響を与える侵略的な外来生物を環境中（野外）に放出しない。

- 各地域の原風景となる自然、河川等の美化活動、山形らしい景観や歴史的文化的資産を活かした地域づくりや保全活動への参加に努める。

【安全で良好な生活環境の確保】のために

- 自転車や公共交通機関の利用によるマイカー使用の自粛、次世代自動車への買い替え、エコドライブの実施など、自動車の使用による大気環境への影響の低減に努める。
- 日常生活における騒音、振動、悪臭等の発生の未然防止に努める。
- 日常生活における節水や雨水等の中水利用、生活排水の汚濁負荷の低減に努める。
- 家庭での農薬や化学肥料の適正使用に努める。
- 地下水の使用抑制に努める。
- 有害性の少ない製品の購入・使用に努める。

【環境教育を通じた環境の人づくり】のために

- 人間と環境との関わりについて理解を深めるため、環境保全に関わる研修会、自然体験学習等への積極的な参加に努める。
- 環境教育や環境情報から得たことを基に、自分でできる取組みを考え、実践する。

<具体的な行動として>

【地球温暖化を防止する低炭素社会の構築】のために

—環境に配慮した行動の提唱・推進—

- 家電製品は家族構成やライフスタイルに合わせて適切な大きさのものを選択し、できるだけ省エネルギー型ものを選ぶ。
- 冷暖房はこまめに温度調節し、適正温度（夏は28度、冬は20度）に設定するようにする。
- 家電製品を使用しないときはコンセントを抜いたり主電源を切るようにする。
- エアコン吸気口はすだれなどを用いて直射日光を遮る。
- ガスや灯油などの燃料の節約に努める。
- 湯沸し器や給湯器の口火をつけっぱなしにしない。
- エコクッキングに努める。
- 冷暖房機器、電気掃除機等のフィルターを定期的に掃除、交換するなど、家電製品はこまめに手入れする。
- 新築や増改築に際しては、太陽光など再生可能エネルギーの利用や断熱性の高い建築

資材を活用する。

- 自転車や公共交通機関の利用などにより、自動車利用をできるだけ控えるようにする。
- 車の購入や買い替え時には、次世代自動車の購入に努める。
- 自動車の利用に際しては、タイヤの空気圧を適正に保つなど、こまめな点検整備に努める。
- 計画的なゆとりをもったドライブを心掛け、急発進急加速や空ぶかし、無駄なアイドリングをせず、エコドライブに努める。
- 環境家計簿をつけるなど環境に配慮した生活を実践する。
- 県民参加の森づくりなど、地域の環境保全活動に積極的に参加するように努めるとともに、生活の中で県産木材の積極的な利用に努める。

【再生可能エネルギー等の導入による地域の活性化】のために

—再生可能エネルギーの積極的な利活用—

- 太陽光発電設備や同設備の設置と併せた蓄電池、木質バイオマスストーブなどの住宅への設置・利用に努める。
- NPOなどが行う環境コミュニティ・ビジネスに対し、事業運営への参加や家庭から出る循環資源の提供などを行う。

【ごみゼロやまがたの実現に向けた循環型社会の構築】のために

—資源循環型社会システムの形成—

- 日常生活においても、リサイクル製品やエコマーク製品などの利用に努める。
- ごみを減らし、定められた分別の方法に従って、きちんと分別する。
- ものを長持ちさせ、修理、修復して使用するよう心掛ける。
- 買い物袋を持参し、過剰包装は断る。
- 使い捨て製品の購入を控え、詰め替え製品を利用する。
- 紙パックや食品トレイの店頭回収、事業者回収に協力する。
- フリーマーケットやリサイクルショップなどを利用して不用品の再利用を進める。
- 不要なものは買わない。
- 料理くずや食べ残しなどの生ごみを減らす。
- コンポスト化容器を活用して生ごみのたい肥化に努める。

—廃棄物の適正な処理による環境負荷の低減—

- 不要となったテレビや冷蔵庫、洗濯機等の粗大ごみの廃棄に当たっては、ルールに従って処理する。
- 不法投棄をしない、させない、許さない県民運動の推進に努める。

【豊かな環境を守り、活かす自然共生社会の構築】のために

—自然環境との共生—

- 自然と親しむ場合にはルールを守る。
- 身近な里山等の森林に親しむ。
- 空き缶や吸殻の投げ捨てをしない。
- ごみを適切に処分する。
- 森林の果たす役割を理解するよう努める。
- 地域の緑化活動、環境美化活動、森林保全活動に積極的に参加する。
- 里山の保全・利活用など県民参加の森づくりに参加する。
- 公益的機能が持続的に発揮される森林づくりを推進する。
- 最上川などの河川や海岸等の水辺に親しみ、その役割を理解し、河川愛護、水辺環境保全、海岸環境保全に努める。

—生物多様性の保全—

- 希少な野生動植物などの捕獲や殺傷、採取や損傷はしないようにする。
- ペットを自然の中に放さないようにする。
- オオクチバスやブルーギル等の外来生物を自然の中に放さないようにする。
- むやみに他地域の動植物を持ち込まないようにする。
- 希少動物から作られた製品は購入しないようにする。
- 野生動植物の生息・生育環境の保全に努める。

—自然との共生の文化や風土の伝承—

- まちやむらの環境美化に努める。
- 住まいのみどりを増す。
- 庭に木を植えたり生け垣を作る。
- ベランダに花や植木を置く。
- 地域の緑化運動に積極的に参加する。
- 美しい風土を形づくる街並みや歴史的建造物をはじめ、棚田、里山等の環境資産を効果的に利用し、保全活動に参加する。

【安全で良好な生活環境の確保】のために

—大気環境の保全—

- ごみは、家庭や事業所では焼却せずに決められた方法で収集処理に出す。
- 自動車利用は、できるだけ控えるようにする。
- 無駄なアイドリングをしない。

- 掃除機、洗濯機、エアコンなどの購入時は、音の小さい機種を選ぶようにし、風呂釜やボイラーなどは消音ボックスの設置に努める。
- 楽器を演奏する時やステレオ、テレビ等を使う時は、音量に注意する。
- 深夜、早朝の掃除、洗濯、自動車の空ぶかしなどはできる限り控える。
- 日常生活において、悪臭など発生させないようにこまめに掃除をしたり、ごみの保管に気をつける。
- 不要になったエアコンや冷蔵庫は、法令に従って処理する。
- フロン類を使用していない製品を購入するようにする。

—水環境（質・量）の保全—

- 油、みそ汁や食べ物の残りは排水口に流さないようにする。
- 食器やなべは汚れを拭き取ってから洗う。
- 流しには三角コーナーや水切り袋を備える。
- エコクッキングに努める。
- 石けんや洗剤は計量スプーンで計って必要量を正しく使う。
- 下水道施設が整備された地域では、できるだけ早く下水道に接続する。
- 下水道施設が整備されていない地域では、合併処理浄化槽を設置する。
- 水を流しっぱなしにしないなど、節水に努める。
- 風呂の残り湯を洗濯に利用するなど、使用後の水を有効に利用する。
- トイレ、庭木への散水など雨水を有効に利用する。
- 節水こまなどの節水機器を利用する。

—土壌環境、地盤環境の保全—

- 農薬や化学肥料の適正使用、削減に努める。
- 過剰な地下水の汲み上げは控える。

—化学物質の環境リスクの低減—

- 日曜大工等で使用する有機溶剤など化学薬品は、できるだけ揮発性の少ないものを購入・使用する。

【環境教育を通じた環境の人づくり】のために

- 自然観察会など、地域の環境学習等に積極的に参加する。
- 環境問題について関心を持ち、身の回りの自然や生活環境に目を向けて、自分や家族が生活の中でできる環境に優しいことを考え、実践する。
- 地域の環境保全・美化活動等について考え、積極的に参加し、実践する。

- 国際的な環境ボランティア活動や環境国際交流活動に積極的に参加、協力する。

(2) 事業者の役割

- 循環型社会の実現を目指し、環境への負荷の少ない仕組みへと移行していくためには、事業者の積極的な取組みが重要です。
- このため、事業者は、法令を守るとともに、様々な事業活動に伴い生じる環境負荷の低減に向け、事業者のもつ能力やノウハウを生かしながら自主的、積極的に取り組むことが必要です。
- また、環境マネジメントシステムを自主的に導入し、環境負荷の低減に向けた取組みを推進していくことが必要です。さらに、事業者の社会的責任、社会貢献という観点から、地域における環境保全活動等への積極的な参加などが求められます。

【地球温暖化を防止する低炭素社会の構築】のために

- 環境マネジメントシステムの導入等により、事業活動全般において省エネルギー・省資源化に努め、環境負荷の低減を図る。
- 事業活動におけるエネルギーの使用合理化の適切かつ有効な実施に努める。
- エネルギーを消費する製品の製造にあたっては、出来るだけエネルギー消費効率の高い製品の製造に努める。
- 事業所等の新築、改築等を行う場合は、太陽光等の再生可能エネルギーの利用や断熱材・断熱窓等の利用などにより、省エネルギー対策を施した建築に努める。
- 次世代自動車の導入、効率的な貨物の輸配送、エコドライブ、通勤時の公共交通機関の利用によるマイカー使用の自粛など、自動車による環境への負荷の低減に努める。
- 海外からの技術研修生の受入れや海外への環境保全技術の移転など、行政や民間団体との協力と連携のもとに、地球環境の保全に努める。

【再生可能エネルギー等の導入による地域の活性化】のために

- 再生可能エネルギーの活用の促進、関連技術やシステムの事業化に努める。
- 企業間連携などを推進しながら、廃棄物処理業からリサイクル業への転換やリサイクル事業の展開に努める。
- バイオマスを使った製品の開発・利用に努める。

【ごみゼロやまがたの実現に向けた循環型社会の構築】のために

- 企業間連携や産学官連携などを推進しながら、生産、消費・使用、廃棄の各段

階で3Rに配慮した製品の開発に努める。

- 廃棄物の処理に当たっては、廃棄物の分別を徹底し、減量化 (Reduce) に努め、使用可能なものは繰り返し使用する (Reuse) とともに、再生利用可能な廃棄物はリサイクル (Recycle) し、廃棄物の適正な処理に努める。
- リサイクル製品などのグリーン購入や製品等の長期使用の推進に努める。
- 事業活動から発生した廃棄物は法令を守り適正処理に努める。

【豊かな環境を守り、活かす自然共生社会の構築】のために

- 植栽に当たっては、生態系に配慮しながら、事業所敷地内等の緑化を推進するとともに、地域の緑化運動や河川等の清掃美化活動への参加に協力する。
- 希少な野生動植物などの生息・生育環境を適正に保全し、生態系を壊さないよう自然環境保全の重要性を認識し、事業活動における環境配慮に努める。
- 山形の自然、歴史、文化等と調和した景観の形成に努める。

【安全で良好な生活環境の確保】のために

- 環境に配慮した事業活動を行い、大気、水質、土壌の汚染や騒音、振動、悪臭などの公害防止に努める。
- 節水の励行、雨水や中水等の利用施設の設置等による適切な水利用、排水処理施設の設置など、事業活動による水環境の汚染防止に努める。
- 廃液等の適正管理に努め、万一流出事故が発生した場合には迅速に措置し、住民等への情報提供に努める。
- 化学物質の使用に当たっては、適正に管理し、事業活動における環境中への排出抑制に努める。
- フロン類を使用した自社製品の回収に努め、法令を守り適正に処理するとともに、設備や機器の更新に際しては、フロン類を使用しないものの購入に努める。

【環境教育を通じた環境の人づくり】のために

- ボランティア休暇制度等の整備・拡充により、自然保護活動、清掃活動等の地域の環境保全活動へ従業員が参加しやすいような社内体制づくりを行い、地域の環境保全活動へ積極的に参加するよう努める。
- 環境マネジメントシステムの自主的な導入や環境管理責任者の設置など、環境保全に関する社内体制の整備に努めるとともに、地域や従業員等へ環境学習の機会の提供に努める。

<具体的な行動として>

【地球温暖化を防止する低炭素社会の構築】のために

—環境に配慮した行動の提唱・推進—

- 事業活動全般において、省エネルギー・省資源化に努める。
- オフィス全体の目標を設定して電気・燃料油の節減に努める。
- 省エネルギー型生産システムや省エネルギー型機器の導入に努めるとともに、適切なエネルギー管理を行いエネルギーの効率的な利用に努める。
- 効率のよいエネルギー供給システムの導入に努める。
- 太陽光や風力などの再生可能エネルギーを導入することにより、環境への負荷の少ないエネルギーの活用を進める。
- 電化製品等のエネルギーを用いる製品の製造にあたっては、エネルギー消費効率の高い製品の製造に努める。
- 事業所等の新築や増改築に際しては、太陽光等の再生可能エネルギーの利用や断熱性の高い建設資材の利用に努める。
- 自動車の利用に際しては、タイヤの空気圧を適正に保つなど、点検、整備を徹底する。
- 計画的なゆとりをもったドライブを心掛け、急発進急加速や空ぶかし、無駄なアイドリングをせず、エコドライブを徹底する。
- 業務用車両は次世代自動車の導入に努める。
- 時間差出勤、ノーマイカーデーの設定に努める。
- 効率的な貨物の輸配送に努める。

【再生可能エネルギー等の導入による地域の活性化】のために

—再生可能エネルギーの積極的な利活用—

- 企業間連携などを推進しながら、廃棄物処理業からリサイクル業への転換やリサイクル事業の展開に努める。
- 間伐材の有効利用の促進に努める。
- バイオマスを使った製品の開発・利用に努める。

【ごみゼロやまがたの実現に向けた循環型社会の構築】のために

—資源循環型社会システムの形成—

- 企業間連携や産学官連携などを推進しながら、生産、消費・使用、廃棄の各段階で3Rに配慮した製品の製造開発に努める。
- リサイクル製品やエコマーク製品などの製造・販売・利用に努める。
- 製造・販売に際しては、消費者に対し、環境に配慮した商品の分かりやすい表示や説明に努める。

- リサイクル製品やエコマーク製品などの情報収集・発信に努める。
- 分別収集への協力、リサイクル製品の購入などを通じ、リサイクル事業者と連携した循環システムの形成に協力する。
- 事業活動に伴う資源ごみの回収、リサイクルの推進、適切な処理に努める。
- 会議などでの配布資料の削減に努め、必要分のみをコピーする。
- 使用済みの紙をメモなどに利用するよう心掛ける。
- 消費者に対する優遇措置などの導入により、買物袋持参を積極的に呼び掛ける。
- 古紙製品等のリサイクル製品を使用し、バージンパルプ製品はできるだけ使用しない。
- リースやメンテナンスなどのサービスを活用し、廃棄物の削減に努める。
- 食品トレイなどの店頭回収に努め、資源リサイクルを進める。
- 商店街や業界団体などを単位として廃棄物の削減やリサイクルの推進などを共同で進める。
- 農業系産業廃棄物の循環利用を進める。
- 建設廃棄物や建設発生土の循環利用に努める。

—廃棄物の適正な処理による環境負荷の低減—

- 関係法令を遵守する。
- 廃棄物の処理は優良な許可業者に委託するとともに、マニフェスト等により適正処理を確認する。
- 環境アセスメントなどにより環境保全へ配慮する。

【豊かな環境を守り、活かす自然共生社会の構築】のために

—自然環境との共生—

- 事業活動、開発行為において、水、土壌、森林などの自然環境の保全に配慮する。
- 地域の緑化運動、環境美化活動、森林保全活動に積極的に参加、協力する。
- 緑地整備や緑化などを行う場合は生態系に配慮し、地域の植生にあった植物を利用する。

—生物多様性の保全—

- 開発行為や工作物の設置などの土地利用、その他事業活動に当たっては、野生動植物への影響をできるだけ少なくなるように配慮する。
- 野生動植物の保護や生息・生育環境の保全に努めるとともに、これらの活動に協力支援する。

—自然との共生の文化や風土の伝承—

- 開発事業に伴って損なわれる環境の復元に努める。

- 事業所敷地内の緑化や事業所を新設する際には、十分な緑地を確保するように努める。
- ビルの屋上や壁面の緑化に努める。
- 屋外広告物の形状や色彩については、地域特性に応じ、周辺と調和した美しい景観の形成に努める。
- 住民、民間団体等と連携し、各地域の原風景となる自然、施設の保全・修復活動や道路・河川等の美化活動に取り組む。

【安全で良好な生活環境の確保】のために

—大気環境の保全—

- 建設工事、その他の事業活動に当たっては、大気汚染、騒音、振動、悪臭などの公害防止に努める。
- フロン類を使用した自社製品の回収システムの整備に努める。
- 設備や機器の更新に際しては、フロン類を使用しないものの購入に努める。
- 酸性雨原因物質の排出の削減に努める。

—水環境（質・量）の保全—

- 排出水の水管理、浄化対策を徹底する。
- 地下水の定期モニタリング等、水管理を徹底する。
- 事業の実施、開発に際して、水辺や海岸などの環境保全に努める。
- 事業所での節水に努める。
- トイレに擬音設備を設置する。
- 消雪パイプの開閉をこまめにする。
- 工場等での用排水の再利用に努める。
- トイレや清掃等で使用する水について雨水の利用に努める。

—土壌環境、地盤環境の保全—

- 環境に配慮した農林水産業の推進を図る。
- 農薬や化学肥料の適正使用、削減に努める。
- 過剰な地下水の汲み上げを控えるなど、地下水利用の適正化に努める。

—化学物質の環境リスクの低減—

- 化学物質の利用に当たっては、適正な利用、管理保管をする。
- 製品の生産、使用、廃棄にわたって環境への影響を可能な限り与えない製品づくりに努める。
- 有機農産物等の生産販売に努める。
- 製造工程の見直しなどにより、汚染物質の発生抑制に努める。

【環境教育を通じた環境の人づくり】のために

- 環境マネジメントシステムの導入等により、環境負荷の低減を図る取組みを推進し、従業員の環境保全活動に対する意識の向上を図るよう努める。
- 研修において、環境問題を取り上げるなど従業員に対して環境問題に関する情報を提供するよう努める。
- ボランティア休暇制度等の整備、拡充などにより、従業員のボランティア活動の促進に努める。
- 環境保全、環境管理についての情報収集、従業員の学習、普及啓発に努める。
- 地域に対し、企業の取り組む環境保全活動について、情報の提供や環境学習の機会の提供に努める。
- 企業活動においても積極的に環境保全活動に取り組む。

3 県、市町村の配慮指針

(1) 県の役割

- 県は、本計画に掲げる基本目標の達成に向け、各種施策を総合的、計画的に推進します。
- また、県民、民間団体、事業者、市町村等の各主体の環境保全への取組みを積極的に支援します。
- さらに、県自らが県内の一事業者、そして消費者でもあるとの立場から、事業者及び事業種別の配慮指針を踏まえ、自らの環境マネジメントシステムで定める環境方針に基づき、率先して環境保全の取組みを進めます。
- 事務事業活動に伴うエネルギーの使用が業務の性質及び規模に対し効率的であるよう、エネルギーの使用合理化の適切かつ有効な実施に努めます。
- 国や隣接県等とも連携し、環境保全に関する施策の効果的な実施を図るよう努めます。

(2) 市町村の役割

- 市町村は、地域に密着した環境づくりを進めるうえで重要な役割をもっており、県、住民、事業者等の各主体と連携し、県の施策に準じて、各施策に取り組むとともに、地域の特性に応じた独自の環境保全の施策を展開することが重要です。
- このため、市町村は環境保全に向けた仕組みづくりを進めていくための環境基本計画や環境負荷の低減を図るための実行計画の策定を行うことが必要です。
- また、各主体が自主的に取り組む地域の環境保全活動を支援することによって、各主体間の連携協力を進めていくとともに、市町村自らも事業者及び消費者として事業者及び事業種別の配慮指針を踏まえ、環境の保全に向けた取組みを推進す

ることが必要です。

【地球温暖化を防止する低炭素社会の構築】のために

- 地球温暖化対策に係る推進体制を整備し、省エネルギー対策、再生可能エネルギーの導入、森林吸収源対策など、地球温暖化防止の取組みを推進するとともに、住民、民間団体、事業者などの地球温暖化防止活動への支援を行い、普及啓発を図る。

【再生可能エネルギー等の導入による地域の活性化】のために

- 再生可能エネルギーに関する普及・啓発を図り、住宅等への設備導入を促進する。
- NPOや地域住民等と連携した再生可能エネルギーの活用方策の検討など、地域の特性に応じた再生可能エネルギーの導入を推進する。
- 地域の特性に応じたバイオマスの利用拡大を推進する。

【ごみゼロやまがたの実現に向けた循環型社会の構築】のために

- ごみゼロ社会の実現に向けて、排出抑制や循環利用等を推進する。
- グリーン購入を推進し、住民にもグリーン購入を呼びかける。
- 廃棄物の適正処理に努めるとともに、不法投棄の未然防止に努める。

【豊かな環境を守り、活かす自然共生社会の構築】のために

- 住民の保全活動の機会提供や自然環境保全の取組みへの支援を行う。
- 住民への地域づくりなどの支援を行うとともに、環境まちづくりに取り組む。

【安全で良好な生活環境の確保】のために

- 住民に対する大気、水、土壌、地盤等の生活環境の保全に係る啓発に努めるとともに、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、地盤沈下等の防止に努める。
- 化学物質の安全・安心な使用など、住民の環境リスクの低減に努める。
- 住民等の公害苦情を迅速・適切に処理する。
- オゾン層保護の普及啓発に努めるとともに、フロン類を使用しない製品の普及に努める。
- 住民の酸性雨の調査活動を促すなど環境保全の啓発に努める。

【環境教育を通じた環境の人づくり】のために

- 住民への環境学習機会などを提供するとともに、人材育成や地域における環境

教育・環境学習を推進する。

4 事業種別の配慮指針

(1) 一般的な配慮指針

- 大気、水、緑など自然界における環境資源は有限であり、地域の状況に応じて許容されるべき環境容量は一定の限界があります。環境への負荷がこの環境容量を超えると生活環境や自然環境の悪化を招くばかりでなく、地球環境へも影響を及ぼすこととなります。
- このことから、各種の開発事業の実施に当っては、公害の発生や自然環境の悪化が生じないように、必要に応じて、開発の構想、計画、実施、供用の各段階に応じた検討を行い、「持続可能な利用」と「地域特性に応じた利用」に十分配慮して事業が行われる必要があります。
- 各種の開発事業に共通して配慮すべき事項を次のとおり一般的配慮指針として示します。
 - ① 環境基本法や環境基本条例の基本理念を尊重するとともに、各種環境関係法令を遵守するとともに、公害の未然防止に努める。
 - ② 地域の自然的、社会的特性や土地利用計画などにより、総合的見地から環境への影響に配慮する。
 - ③ やむを得ず自然環境の改変が伴う場合であっても、その改変は必要最小限とするとともに、裸地の緑地化を図る等、積極的に環境の修復に努める。また、周辺環境と調和のとれた景観形成に努める。
 - ④ 廃棄物の減量化、有効利用、適正処理等を推進するとともに、資源やエネルギーの使用量の低減に努める。
 - ⑤ 開発事業地内には、水辺、緑地などのオープンスペースを十分確保するとともに、周辺の自然と調和した自然との触れ合いの場を設けるなど快適な環境の創造に努める。
 - ⑥ 地域の水環境を保全するため、自然の地表面や緑地を保全するとともに、浸透ますや透水性舗装等、雨水を地下に浸透しやすい設備の設置に努める。
 - ⑦ 緑化に努めるとともに、地域に特色のある素材の使用やデザインに心掛け、周辺の景観との調和に配慮する。

(2) 事業別配慮指針

- 環境に影響が懸念される開発事業では、その影響の種類や程度が事業により異なることから、事業の種類別に配慮すべき事項を次のとおり事業別配慮指針として示します。

① 住宅団地に関する事業

ア 生活環境に悪影響を与えるおそれのある自動車専用道路、鉄道、飛行場、工場等の周辺地域への立地は原則として避け、影響を受けると予想される地域でやむを得ず行う場合には、必要な措置を講じる。

イ 下水道未整備地域に立地する場合には、生活排水による水質汚濁を生じないように、あらかじめ、合併処理浄化槽の整備を行う。

② 商工業施設に関する事業

ア 周辺地域の環境に影響を及ぼさないよう適切な対策を講じるとともに、必要に応じて緩衝緑地を設ける。

イ 化学物質を使用する施設にあつては、クローズドシステム化などの排出抑制策を講じる。また、新たな技術の利用に当たっては、環境に影響を与えないようあらかじめ十分検討する。

ウ 工業用水導入の可能な地域では工業用水を極力使用し、やむを得ず地下水を採取する場合には回収水や処理水の再利用等節水に努め、必要に応じて地下水の状況を把握し、周辺の井戸に影響を与えないよう措置を講じる。

エ 広告物の規模や色彩等に配慮し、景観を阻害しないよう努める。また、良好な街並みの形成に努める。

③ 交通施設に関する事業

ア 周辺の土地利用に十分配慮した適正な立地箇所を選定する。

イ 必要に応じ、大気汚染、騒音、振動について、その影響を予測調査し、防止対策等を実施するよう努める。

ウ 土地の改変や自然環境への影響をできるだけ少なくするよう、ルートを選定に努める。また、計画ルートが森林や水辺等の環境資源が豊かな地域を通過する場合は、それらの環境資源や生態系への影響を最小限にするよう努める。

エ 消融雪設備の設置に当たっては、地下水以外の水源の利用を検討するとともに、やむを得ず地下水を利用する場合は、節水型設備の設置など地下水保全対策に留意する。

オ 市街地における道路については、無電柱化や歩道の整備、街路樹等による緑化により、うるおいと安らぎのある道路とするよう努める。

④ 埋立て・干拓に関する事業

ア 異常な侵食やたい砂、著しい水質汚濁、水生生物や漁場資源への影響が生じるおそれのあるものは極力避ける。

イ 湿地やため池、河川の水際など水生生物や水鳥などの良好な生息地の消滅は原則として避け、やむを得ず消滅することが予想される場合には、あらかじめ

めそれに見合う新たな生息環境の創造に努める。

ウ 埋立て施設等からの浸出水による水質汚濁が生じないように対策を講じるとともに、埋め立て後の土地利用により水質汚濁、大気汚染、騒音、振動、悪臭等を発生させないように努める。

エ 港湾等の空間には、緑地、広場、憩いの場等を設置し、快適な環境づくりに努める。また、周辺の景観に調和した護岸とするとともに、親水性、自然性の高い水辺とするよう努める。

⑤ 発電所等に関する事業

ア 周辺地域に大気汚染や水質汚濁、騒音などの影響を及ぼさないよう適切な対策を講じる。

イ 火力発電所を設置する場合には、周辺の住宅等に配慮し、緩衝緑地を十分確保するように努める。特に、石炭を燃料とする場合には、その貯蔵や焼却灰の処分に伴う影響を最小限度とするほか、焼却灰の有効利用に努める。

ウ 温排水について、周辺の動植物などへ影響を与えないよう十分配慮するとともに、温排水の利用の可能性について検討する。

エ 自然公園などに水力発電所を設置する場合は、地下方式にするなど周辺環境と調和を図るとともに、生態系への影響を最小限度にする。

オ 自然公園、海岸保全地域等に風力発電施設を設置する場合は、周辺の自然環境や景観に配慮する。

カ 建物、煙突等が周辺景観に調和するよう、配置や高さなどに配慮する。また、送電線の設置に当っては、自然環境や景観に配慮したルートや構造を選定するよう努める。

⑥ ダム等に関する事業

ア 河川等の特徴や動植物の生態をよく把握し、ダム敷地や湛(たん)水域の動植物の生息・生育環境の保全や、湛水することにより上下流に生息する動植物に与える影響が可能な限り少なくなるよう努める。

イ 下流域に減水区間が生じる場合には、生活環境や自然環境に配慮した維持流量の確保に努める。

ウ ダムにたい積した土砂等を排出する場合は、下流域への影響に十分配慮する。

エ ダム堤体、法面などが周辺の環境に調和するよう配慮する。また、周辺の緑化に努める。

オ ダム等周辺地域の整備に当っては、安全性に十分配慮するとともに、地域間交流の場や水資源とのふれあいの場として、地域の自然的、社会的特性を生かした環境づくりに地域と一体となって努めるものとする。

⑦ 廃棄物処理施設等に関する事業

- ア 施設の設置に当たっては、関係法令は元より「山形県産業廃棄物の処理に関する指導要綱」に基づき、予め周辺住民等に対し説明会を開催し、事業に対する理解取得に努める。
- イ 施設設置の際には、生活環境影響調査等により周辺環境等に対する影響を十分に評価するとともに、排ガスや排水の処理施設により周辺環境に排出する負荷を可能な限り削減するよう努める。
- ウ 施設整備にあたっては、リサイクルを主体とした処理方式の採用、処理過程で生ずる熱エネルギーの回収利用、処理後の残渣の再資源化に配慮する。
- エ 地域社会との調和形成のために、施設周辺に公園、緑地等の緩衝地帯を設けるとともに、地域社会で活用できる余熱利用施設等の整備に配慮する。
- オ 最終処分場の予定地選定にあたっては、貴重な動植物の生息地、水道水源地、その他地すべり地域等予定地として適さない場所周辺は避けるとともに、埋立終了後の跡地利用計画についても、地域社会との調和に配慮する。
- カ 建物、煙突等の構築物については、周辺の景観に調和するよう配置、高さ、色合い等に配慮する。

⑧ 農林水産施設に関する事業

- ア 農地の基盤整備に当たっては、動植物の生息・生育環境の保全や田園景観の保全に配慮するとともに、農業用水路の親水性や水辺の自然・みどりの確保に配慮する。
- イ 畜産施設では、家畜排せつ物の適正な堆肥化と有効利用を図るとともに、悪臭の発生防止に努める。

⑨ レクリエーション施設に関する事業

- ア 大規模なレクリエーション施設の計画に当たっては、県、市町村等の総合計画や土地利用計画と十分に整合の図られたものとする。
- イ 施設を作るに当たっては、地形の著しい改変を極力避けるとともに、敷地境界に残地森林帯を確保するなど周辺環境に十分配慮する。また、残地森林はできるだけ連続して残すなど開発地域内の動植物の生息・生育環境の保全に努める。
- ウ 施設からの排水や廃棄物については、十分な処理を行える設備やシステムを構築し、周辺環境への影響を及ぼさないようにする。
- エ 本県に自生する樹木の周辺環境と調和した景観を創造するよう努める。また、建築物、駐車場などは周辺の環境に調和するよう、配置、高さなどに配慮する。施設周辺やアクセス道路の沿道においても、広告物等を少なくするなど、周辺景観との調和に配慮する。

オ ゴルフ場については、「山形県ゴルフ場開発指導要綱」等を遵守する。また、農薬の管理、使用等に当たって、「農薬取締法」を遵守するとともに、使用量の低減に努める。